

ストライキで 大幅賃上げを勝ち取ろう 闘おう！春闘2026



が、新政権は「日本成長戦略
本部」に衣替えすると同時に
「分配」に言及する気配はな
くなつた。

25春闘は「満額回答」ラッ
シユだったが、もはや官主導
の賃上げに期待することはで
きない。26春闘は「お願い」
であつてはならない。労働組

全労協・東京全労協
26回結旗開きに参加を！

日 時 1月16日（金）

会 場 東京都庁第2庁舎
18時30分～20時30分

4階職員クラブ（食堂）

全労協・東京全労協 26団結旗開きに参加を！

「分配」とは無縁の
「サナエノミクス」

高市政権が発足したが、国会論戦が進むにつれて新政権の本性が明らかになってきている。前政権までの「物価上昇を上回る賃上げ」という掛け声は雲散霧消。石破前首相の掲げた最低賃金引き上げ目標も捨てられ、働き方改革の柱である労働時間規制も否定されようとしている。

時代の歯車は完全に逆回転を始めている。26春闘を取り巻く状況の厳しさは言うまでもない。けんり春闘全国実行委員会と共に「誰もが安心して働く職場・暮らせる社会の実現」を目指して闘いを進めよ。

続いているが、一部の投資家
むしろ、円安と物価高騰が実
質賃金の低下を加速させ、労
働者市民の生活を圧迫してい
る。

岸田・石破政権が掲げた
「新しい資本主義実現本部」
では、新自由主義的経済政策
がもたらした格差拡大に歯止め
をかける必要性に触れざる
を得なかつた。その中には「労
く人への分配機能の強化」や
「エッセンシャルワーカーの
収入増」「物価上昇を上回る

合の鬭う姿勢・真価が問われている。

官主導ではなく 最低賃金引き上げ

日本の低賃金構造を規定してきた最低賃金に対して、岸田元首相は「二〇三〇年代半ばに全国平均一五〇〇円」を掲げ、石破前首相は「二〇年代中に」と目標を前倒しした。私たちが主張してきたいたままで全国一律一五〇〇円以

といふことを申し上げるわけにはいかない」「金額を私が申し上げてしまうと…とても無責任だ」と述べ、前政権の目標設定を明確に否定した。

今年の中央最低賃金審議会では、当時の赤沢経済再生担当相が水面上で大幅な引き上げを繰り返し求めた。昨年は、徳島県知事が地方最低賃金額を大きく上回る金額を巡る世論の高揚があ

相は十月、上野厚労相に対し労働時間規制緩和の検討を指示した。さらに高市首相は十一月五日の参議院本会議で、労働時間規制の弊害として残業代の減少で副業を始めて健康を損ねる懸念があると述べた。

労働時間規制緩和は、労働政策審議会の中で経営者側代表の各委員が繰り返し主張している。いわく、いき過ぎ

子さんより「女性労働とボンダー平等→反差別なき軍活躍の歪み」と題して講演を受けた。

幹事より経過報告と方針が提案された後、参加者より闘いの報告がされた。女性ユニオン東京の性暴力との闘い、千葉市非常勤職員組合の会計年度任用職員制度との闘い、大坂・愛仁会のパワーハラ裁判闘争などが報告された。女性を「資源」としか考えていない国や資本と闘うには、何より団結が必要と感じた。「職場で、たった一人で闘うのは大変だけど、仲間がいると実感できる集まりに参加して良かった」との意見が印象的だった。

賃金政策・最低賃金・労働時間規制で 強まる逆風の中、真価が問われる26春闘

が、最低賃金大幅引き上げの必要性を認め、一定の配慮をしたものでもあった。私たちの取り組みがこうした政府の姿勢を引き出した。

しかし高市首相は十一月十四日の参議院予算委員会で

織化しよう！

い。残業代の減少云々は論
のすり替えであり、長時間
きたいという話とは全く違
う

結びつく危険なものだ。
労働基準法改悪を阻止す
つ。取り組みを強めよう。

初の女性首相誕生は女性の分断を生む結果となつた。私たちは女性であるとか否かではなく、本質的な政策点検と政策批判を実現していかなければならぬ。ボリューム満点の講演だった。

全勞協

発行所
全国労働組合連絡協議会
東京都港区新橋4-21-7つるや加藤ビル4階B
TEL 03-5403-1650
FAX 03-5403-1653
発行人 渡邊洋
定価 1部40円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

批判もあるが、就任前に勇ましい発言を重ねてきた御仁に、台湾有事を巡る岡田議員の追及に、高市首相は「存立危機事態になり得る」と答弁、日本関係は最悪の事態になった。執拗な追及に非があるとの対し、重要な国策上の判断を誤らぬようその姿勢を貫くのは当然。あるいは、しつこく問われてつい本音？だとすれば、それはそれで宰相失格！

るが、一方で政治の介入の増
強化は、高市政権の登場にこ
つて真逆に作用する可能性を
広げるだろう。

規制が若手社員のやる気を常によつてゐる。

労働時間規制の議論が、
の姿勢の影響を強く受け、
とを警戒しなければなら
い。労政審では、「労使」
ユニケーションの名の
に、最低基準としての労
準法の性格を「目安」に変